

2007年12月10日

川崎商工会議所会頭 西岡 浩史 殿

東芝争議支援共闘会議



人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会



川崎市人事委員「平林武幸氏」推薦に対する抗議文

本年10月15日川崎市人事委員に選任された平林武幸氏は、人事委員としては不適切な人物であり、貴職が平林氏を川崎市に推薦した見識を問うとともに抗議するものです。

そもそも人事委員は地方公務員法第9条の2で「委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから・・・選任する」とされており、下記に示すとおり平林氏は当初から推薦される資格をもたない者と指摘せざるを得ません。

東芝は1960年代後半から、働く人達の団結、労働組合活動の高揚を弱体化させるために、神奈川県警をはじめ各都府県の公安警察官を大量に採用し、1970年代前半にインフォーマル組織「東芝扇会」を結成し育成指導してきました。東芝は、このインフォーマル組織を使い、職場内の民主的な組合活動を行う労働者を差別・選別し排除する不当な行為を続けてきました。

かかる行為に対し、東芝の労働者は思想差別と不利益の回復を求めて、県労働委員会に提訴し是正を訴えてきました。これまで3回の労働委員会命令が出され、東芝が厳しく断罪されました。

平林氏は1969年(株)東芝に入社し、主に人事勤労畑を担当し、「扇会」を指導する立場にあり、「今後、扇会を20周年、30周年に向け一層発展させていかなければならない」(昭和58年12月発行の扇会機関紙「おおぎ」)として、思想・信条による差別という憲法違反を自らの課題として人事勤労畑を最後まで歩いてきた人物です。

公の機関が断罪する「扇会」に深く関与する人物が「人格高潔」といえるのでしょうか。思想・信条により差別することを正しいとする人物が「人事行政に関し識見を有する」といえるのでしょうか。

川崎市総務局長は「民間企業で培った経験をもとに」職責が果たせると議会で答弁していますが、貴職は、今後、人事委員会を、憲法遵守の立場ではなく、「扇会」の手法を取り入れたいとする立場なののでしょうか。

川崎市には、人事委員に相応しい「人格・識見」の優れた方たちが多数居られるはずですが、東芝関係から無理してでも推薦しなければならない特段の理由があるのでしょうか。

以上述べましたように、今回貴職の推薦した平林氏の人事委員選任はあってはならない事であり、川崎市の行政に汚点を残すものです。川崎市の行政に、「東芝扇会」のような思想・信条による差別・選別が持ち込まれないように願うものであります。

今後、今回のような理解しがたい推薦行為が行われないよう強く求めるものであります。